

# 新庄市消防団のしおり

---



令和6年4月

新庄市消防団

# かなめ 地域防災力の要

新庄市長 山科 朝則

新庄市消防団のしおりの発刊にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

日頃より、地域における安心・安全の確保のため日夜献身的に活動されている消防団員の皆様のご労苦とご努力に対し心より敬意を表しますとともに、消防団活動を支えていただいておりますご家族をはじめ各事業所の皆様方に深く感謝申し上げます。

はじめに、令和5年12月に新庄市消防団組織強化計画の策定を受け、市議会において、消防団の班体制見直しに伴う団員定数の改正や休団制度の創設などの処遇改善を行う条例改正につきまして、皆様のご尽力により、無事可決されましたことをご報告いたします。

班体制の見直しにつきましては、人口減少社会においても一定の消防力を維持するため、集落や町内会との合意のもと、団員が不足している地域の状況を踏まえたものと捉えております。

また、休団制度の創設につきましては、団員の意見を踏まえ、長期出張や育児・介護などで活動ができない場合、団員の身分を保持したまま、活動休止を団長が承認する制度となっており、山形県内初の取り組みと思われます。

市といたしましては、団員報酬の増額改定を含めた一連の改正により、消防団員の処遇改善が行われ、団員の確保につながるものと考えております。

最後になりますが、新入団員、そして先輩団員の皆様の今後のご活躍とご健勝を祈念申し上げますとともに、新庄市消防団のますますのご発展を心からご期待申し上げます。

## 目 次

○消防組織法（抜粋）	1
○消防法（抜粋）	2
○新庄市消防団条例	4
○新庄市消防団規則	7
○新庄市消防団運営交付金交付規定	13
○新庄市消防団ポンプ積載車貸与に関する規定	14
○新庄市消防施設整備事業補助金交付規定	15
○新庄市消防団内規	18
○新庄市消防団出場要綱／火災出動基準	20
○新庄市消防団緊急車両運行規則	22
○新庄市消防団員互助会規約	23
○新庄市消防団親睦会会則	26
○参考資料	27
○新庄市消防団の沿革	
○新庄市消防団歴代団長	

## ○消防組織法（抜粋）

### （消防の任務）

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

### （市町村の消防責任）

第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

### （市町村消防の管理）

第7条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

### （消防に要する費用）

第8条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

### （消防機関）

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、下記に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 1 消防本部
- 2 消防署
- 3 消防団

### （消防団の設置、組織、行動等）

第18条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

- ② 消防団の組織は、市町村の規則で定める。
- ③ 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

### （消防団員の設置及び定員）

第19条 消防団に消防団員を置く。

- ② 消防団員の定数は、条例で定める。

### （消防団長）

第20条 消防団の長は、消防団長とする。

- ② 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

### （消防団員の職務）

第21条 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

### （消防団長及び消防団員の任命）

第22条 消防団長は、消防団の推薦に基き市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

### （消防団員の身分取扱い階級等）

第23条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法に定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

② 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

(非常勤消防団員に対する公務災害補償)

第24条 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

② 前項の場合においては、市町村は当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関する必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第25条 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。

(消防、警察及び関係機関の相互協力等)

第42条 消防及び警察は、国民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力をしなければならない。

② 消防庁、警察庁、都道府県警察、都道府県知事、市町村長及び水防法に規定する水防管理者は、相互間において、地震、台風、水火災等の非常事態の場合における災害の防御の措置に関しあらかじめ協定することができる。これらの災害に際して消防が警察を応援する場合は、運営管理は警察がこれを留保し、消防職員は、警察権を行使してはならない。これらの災害に際して警察が消防を応援する場合は、災害区域内の消防に關係のある警察の指揮は、消防が行う。

## ○消防法（抜粋）

(消防団員の立入検査)

第4条の2 消防長又は消防署長は、火災予防のため必要があるときは、消防対象物及び期日又は期間を指定して、当該管轄区域内の消防団員（消防本部を置かない市町村においては、非常勤の消防団員に限る。）に前条第1項の立入及び検査又は質問をさせることができる。

(消防施設の乱用、損壊等又は消防信号の乱用の禁止)

第18条 何人も、みだりに火災報知機、消火栓、消防の用に供する貯水施設又は消防の用に供する望楼若しくは警鐘台を使用し、損壊し、撤去し、又はその正当な使用を妨げてはならない。

② 何人も、みだりに総務省令で定める消防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

#### (火災警戒区域の設定)

第23条の2 ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれがあると認められるときは、消防長又は消防署長は、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

#### (出動消防車の優先通行、サイレンの使用等)

第26条 消防車が火災の現場に赴くときは、車馬及び歩行者はこれに道路を譲らなければならない。

- ② 消防車の優先通行については、道路交通法（昭和35年法律第105）第40条、第41条の2第1項及び第2項並びに第75条の6第2項の定めるところによる。
- ③ 消防車は、火災の現場に出動するとき及び訓練のため特に必要がある場合において一般に公告したときに限り、サイレンを用いることができる。
- ④ 消防車は、消防署等に引き返す途中その他の場合には、鐘又は警笛を用い、一般交通規則に従わなければならない。

#### (出動消防隊の非公共用通路等の通行権)

第27条 消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない通路若しくは公共の用に供しない空地及び水面を通行することが出来る。

#### (消防警戒区域の設定、退去命令及び出入禁止制限)

第28条 火災の現場においては、消防史員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域から退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

- ② 消防史員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防史員又は消防団員の要求があつたときは、警察官は前項に規程する消防史員又は消防団員の権限を行うことができる。
- ③ 火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合には、現場に在る警察官は、これに援助を与える義務がある。

#### (消防対象物及びその所在土地の使用、処分又は使用制限及び火災現場にある者に対する消防作業従事命令)

第29条 消防史員又は消防団員は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのもの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

- ② 消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるとときは、延焼の虞がある消防対象物及びこれらのもの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

- ③ 消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるときは、前2項に規程する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。この場合においては、そのために損害を受けた者からその損失の補償の要求があるときは、時価により、その損失を補償するものとする。
- ④ 前項に規程による補償に要する費用は、当該市町村の負担とする。
- ⑤ 消防史員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

## ○新庄市消防団条例 (R6. 4. 1 現在)

### (目的)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、報酬、手当、分限、懲戒及び服務について必要な事項を定めることを目的とする。

### (消防団の設置、名称及び区域)

第2条 市に消防団を置く。

2 前項の消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称 新庄市消防団

区域 新庄市全域

### (任命)

第2条の2 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、団長以外の団員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長の承認を得て団長が任命する。

- (1) 本市の区域内に居住し、若しくは勤務し、又は通学している者（本市の区域外に居住する者のうち、本市の消防団活動に従事することができると団長が認める者を含む。）
- (2) 年齢が18歳以上である者
- (3) 心身ともに健康である者

### (定員)

第3条 団員の定員は、1,039人とする。

### (欠格事項)

第3条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第5条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

### (分限等)

第3条の3 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、その意に反してこれを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠くとき。

(4) 定数の改廃又は予算の減少により、過員を生じたとき。

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その身分を失う。

(1) 第2条の2第1号に該当しない者となったとき。

(2) 前条第1号に該当する者となったとき。

(休団)

第3条の4 長期間消防団活動に従事することができない団員は、1年（任命権者が特別の事情があると認めた場合にあっては、1年を超えて任命権者が認める期間）を超えない範囲内で、消防団活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。

2 消防団員が休団をしようとするときは、あらかじめ、文書により任命権者に申し出て、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また同様とする。

(退職)

第4条 団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもつて任命権者に願い出て、その許可を受けなければならない。

(懲戒)

第5条 団員が次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、これを懲戒するものとする。

(1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は義務を怠ったとき。

(3) 団員としてふさわしくない非行があつたとき。

第6条 前条の懲戒は、次の区別によりこれを行う。

(1) 免職

(2) 停職

(3) 戒告

2 停職は1月以内において期間を定めてこれを行う。

(服務規律)

第7条 団員は、団長の招集によって出動し、服務するものとする。

2 団員は、招集の命を受けない場合であつても、水火災その他の災害等発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出動し、服務しなければならない。

第8条 団員は、あらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。

第9条 団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、副団長又はその他の団員にあつては団長に届け出なければならない。

2 特別の事情により、長期にわたり団員の半数以上が同時に居住地を離れるときは、所轄の分団長は、団長に報告するとともに、不在時における対策を講じなければならない。

3 団長は、団員の長期不在者が多く消防活動に支障があると認められるときは、その対策を講じ、消防活動に遺憾のないようにしなければならない。

4 団員は、水火災警報発令中その他特に警戒の必要があると認めるときは、警備の支障のある場所に多数集合し、又は多数集合して飲酒してはならない。

第10条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対して常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては身を挺してこれに当たる心構えを持つこと。
- (2) 規律を厳守し、上司の指揮命令の下に上下一体となつて事に当たること。
- (3) 互いに敬愛し、礼節を重んじ、信義を厚くし常に言行を慎むこと。
- (4) 職務に関して金品の寄贈若しくは供應を受け、又はこれを請求しないこと。
- (5) 職務上知り得た機密を他に漏らさないこと。
- (6) 消防団又は団員の名義をもつて政治運動に関与し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与しないこと。
- (7) 消防団又は団員の名義をもつて、みだりに寄附金を募り、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしないこと。
- (8) 機械器具その他消防団の設備資材は、職務以外の目的に使用しないこと。

(報酬及び費用弁償)

第11条 団員には、報酬を支給し、団員が公務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

- 2 報酬の種類及び額は、別表第1から別表第3までに定めるところによる。
- 3 前項の報酬は、毎年4月及び10月の2期に、当該月の前月までの6月分を支給する。
- 4 第2項の報酬は、団員に任命されたときは、その日の属する月分から支給し、その職を解かれたときは、その日の属する月分まで支給する。
- 5 第2項の報酬は、団員が休団した日の属する月から再び職務に従事した日の属する月の前月までの月分については、これを支給しない。ただし、これらの日が同一の月に属する場合は、この限りでない。
- 6 第2項の報酬は、団員が停職となった日の属する月分については、これを支給しない。ただし、同日及び再び職務に従事した日が同一の月に属する場合は、この限りでない。
- 7 第1項の規定による費用弁償の種類、額及び支給方法については、新庄市特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例（平成2年条例第2号）第3条及び第4条の規定を準用する。この場合において、同条例別表第1中「ア及びイに掲げる以外の特別職の職員」とあるのは「団員」と読み替えるものとする。

(水防事務の兼任)

第12条 消防団は、水防事務を兼ねるものとする。

(予備消防団員)

第13条 消防団長は、市長の承認を得て予備消防団員を任命することができる。

- 2 予備消防団員の定数は、300人以内とする。

(予備消防団員の招集)

第14条 予備消防団員は、団長に招集された場合には、消防団員として勤務しなければならない。

(予備消防団員の給与)

第15条 予備消防団員が勤務したときは、消防団員の例により出動報酬を支給する。

(委任)

第16条 この条例の施行に必要な事項については、市長の定めるところによる。

別表第1

年額報酬(R5.4.1改正)

職名	団長	副団長	分団長	部長	班長	団員
報酬額	130,000円	96,000円	67,000円	42,000円	38,000円	36,500円

別表第2

出動報酬(R5.4.1改正)

区分	出動時間	報酬額
水火災その他の災害発生時に出動した場合	2時間まで	2,000円
	2時間を超え4時間まで	4,000円
	4時間を超え6時間まで	6,000円
	6時間を超えるとき	8,000円

備考 出動時間は、水火災その他の災害の現場に到着したときから団長の命により解散したときまでの時間をいう。

別表第3

訓練警戒等報酬(R5.4.1改正)

区分	報酬額
団長の命により訓練、警戒活動その他の消防団の活動に必要な業務（出動報酬が支給されるものを除く。）に従事した場合	1回につき1,000円

## ○新庄市消防団規則(R6.4.1現在)

(組織及び構成区域)

第1条 消防団に本部及び分団を置く。

- 2 分団に部及び班を置く。
- 3 分団の名称、組織及び構成区域は、別表のとおりとする。
- 4 本部に女性消防隊及び音楽隊を置くことができる。

(階級)

第2条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、部長、班長及び団員とする。

- 2 女性消防隊及び音楽隊において次の表の左欄に掲げる職にある者の階級は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

職	階級
隊長	部長
副隊長	班長
隊員	団員

(職務)

第3条 消防団員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 団長は、消防団の事務を統括し、団員を指揮監督する。
- (2) 筆頭副団長は、団長を補佐し、団長に事故あるときは団長が欠けたときは、その職務を代理し、副団長は、団長及び筆頭副団長を補佐し、筆頭副団長に事故あるときは筆頭副団長が欠けたときは、その職務を代理する。

- (3) 分団長、部長及び班長は、それぞれ上司の命を受け、所属の団員を指揮監督する。
- (4) 団員は、それぞれの上司の命を受け、消防団の業務に従事する。
- (5) 女性消防隊筆頭副隊長は、女性消防隊長を補佐し、女性消防隊長に事故あるとき又は女性消防隊長が欠けたときは、その職務を代理し、女性消防隊副隊長は、女性消防隊長及び女性消防隊筆頭副隊長に事故あるとき又は女性消防隊長及び女性消防隊筆頭副隊長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (階級別の定数)

第4条 次の各号に掲げる階級にある者の定数は、それぞれ当該各号に定めたとおりとする。

- (1) 団長 1人
- (2) 副団長 2人
- (3) 分団長 17人
- (4) 部長 36人
- (5) 班長 81人
- (6) 団員 902人

#### (団長等の任期)

第5条 団長及びその他の役員の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 予備団員の任期は1年とする。

#### (災害出動)

第6条 消防車が災害（水火災その他の災害をいう。以下同じ。）現場に出動するときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令の定める交通規則に従い、かつ、正当な交通を維持するためにサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの際の警戒信号は、鐘又は警笛に限るものとする。

#### (消防車の責任者の遵守事項)

第7条 災害出動又は引揚げの場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 機関担当員の隣席に乗車すること。
- (2) 病院、学校及び劇場の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いること。
- (3) 団員及び消防職員以外の者を消防車に乗車させないこと。
- (4) 消防車は一列縦隊で安全を保って走行すること。
- (5) 前行消防車の追越信号のある場合を除くほか、走行中の追越しはしないこと。

#### (区域外出動)

第8条 消防団は、消防長又はその代理者の命令なくして市の区域外の災害現場に出動してはならない。ただし、あらかじめ定められた応援区域のときは、この限りでない。

#### (消火及び水防等の活動)

第9条 灾害現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最少限度にとどめて水火災の防御及び鎮圧に努めなければならない。

第10条 消防団が災害現場に出動した場合は、次に掲げる事項を遵守し又は留意しなければならない。

- (1) 団長の指揮の下に行動しなければならない。（団長は、消防長又は水防管理者の所轄の下に行動しなければならない。）
- (2) 放水口数は最大限度に使用し、消火作業の効果を収めるとともに火災の損害及び濡損を最少限度に止めなければならない。
- (3) 分団は相互に連絡協調しなければならないこと。

（現場指揮）

第10条の2 火災現場に到着した消防団員のうち階級が最も高い者（以下「指揮者」という。）は、当該消防団員よりも階級が上の者（以下「上級指揮者」という。）が到着するまでの間、全ての指揮を執り、責任を負わなければならない。

（指揮者の報告義務）

第10条の3 火災現場に到着した消防隊又は消防車の指揮者は、上級指揮者の到着したときは、速やかに、火勢の状況、防御措置及び消火活動上必要と認めた事項を報告しなければならない。

（指揮者の遵守事項）

第10条の4 災害現場に出動した指揮者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 消防作業中は、適切な判断と敢然とした決意をもって団員の活動を指揮監督すること。
- (2) 常に自己の指揮下にある団員を掌握し、状況の変化に即応した体制がとれるように努めること。
- (3) 所属団員の保護に十分な措置をとること。
- (4) 残火鎮滅に当たっては、よく調査して再燃によって危険を及ぼすことのないように努めること。
- (5) 災害鎮圧後は、出動人員及び機械器具の異常の有無を確認すること。

（死体発見の場合の措置）

第11条 災害現場において死体を発見したときは、指揮者は、消防長に報告するとともに、警察職員又は検視員が到着するまで、その現場を保存しなければならない。

（放火の疑いのある場合の措置）

第12条 放火の疑いがある場合は、指揮者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 直ちに消防長に報告し、及び警察職員に通報すること。
- (2) 現場の保存に努めること。
- (3) 事件を慎重に取扱うとともに、公表は差し控えること。

（文書等）

第13条 消防団には、次の文書を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

- (1) 団員名簿
- (2) 設備資材台帳
- (3) 手当受払簿
- (4) 給貸与品台帳

（訓練及び礼式）

第13条の2 消防団員の訓練及び礼式については、原則として消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）の定めるところによる。

### (教養及び訓練)

第14条 団長は、団員の品位の向上及び実際に役立つ技能の練磨に努め、定期的にこれらの訓練を行わなければならない。

### (服制)

第15条 消防団員の服制については、原則として消防団員服制基準（昭和25年国家公安委員会告示第1号）の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、音楽隊員の制服等の服制については別に定める。

### (宣誓)

第16条 団員に任命されたときは、宣誓書（別記様式）に署名し、団長に提出しなければならない。

### (表彰)

第17条 市長又は団長は、消防団又は消防団員がその任務遂行にあたって、功労が特に抜群であると認めたときは、これを表彰することができる。

第18条 前条の表彰は、賞詞又は賞状とする。

2 前項の賞詞は、消防団員として功労があると認められる者に対してこれを授与し、賞状は、消防職務遂行上著しい業績があると認められる分団に対してこれを授与する。

### (感謝状の授与)

第19条 市長は、次の各号に掲げる事項について功労があると認められる者又は団体に対して感謝状を授与することができる。

(1) 災害の予防又は鎮圧

(2) 消防施設の強化及び拡充についての協力

(3) 災害現場における人命救助

(4) 災害時における警戒、防御、救助等に関し消防団に対して行った協力

### (委任)

第20条 この規則に定めるものほか、必要な事項は、別に定める。

## 別表

### 新庄市消防団の組織及び構成区域

分団名	部	班	構成区域	配備
第1分団	1	1	上茶屋町	ポンプ
		2	鍛冶町、茶屋町	軽積載車
	2	1	中山町、常葉町1区～3区	ポンプ
		2	上万場町、下万場町、横町、吉川町	普通積載車
第2分団	1	1	太田	ポンプ
		2	荒小屋	軽積載車
	2	1	野中	普通積載車
		2	中川原	ポンプ
		3	高壇	ポンプ

分団名	部	班	構成区域	配備
第3分団	1	1	小泉	普通積載車
		2	中山	ポンプ
		3	一本柳	ポンプ
	2	1	月岡	ポンプ
		2	梅ヶ崎	軽積載車
		3	小月野	ポンプ
第4分団	1	1	関屋	普通積載車
第5分団	1	1	上山屋	ポンプ
	2		下山屋、大福田	普通積載車
第6分団	1	1	谷地小屋	ポンプ
		2	上西山	普通積載車
	2	1	滝ノ倉、泉ヶ丘、冷水沢	軽積載車
第7分団	1	1	上沖の町、下沖の町	軽積載車
		2	上名古屋敷	ポンプ
		3	御長柄町	ポンプ
		4	若葉町中央、若葉町東	ポンプ
	2	1	上北本町、下北本町	ポンプ
		2	上南本町、下南本町	普通積載車
		3	南紙漉町、北紙漉町	ポンプ
	3	1	下西山の一部	軽積載車
		2	下西山の一部	ポンプ
第8分団	1	1	金沢五～七、幸町	普通積載車
		2	金沢一～四、金沢新町	ポンプ
		3	梨ノ木	ポンプ
	2	1	馬喰町	ポンプ
		2	清水川町、落合町	ポンプ
		3	上鉄砲町、下鉄砲町	軽積載車
第9分団	1	1	新田	ポンプ
		2	飛田	普通積載車
		3	上野、蛇塚	ポンプ
		4	飛田	ポンプ
第10分団	1	1	鳥越1～2区	ポンプ
		2	鳥越3～4区	普通積載車
		3	鳥越5～7区	ポンプ
	2	1	休場	ポンプ
		2	市野々	軽積載車
	3	1	柏木山	軽積載車
		2	ニツ屋	ポンプ

分団名	部	班	構成区域	配備
第11分団	1	1	松本1～3区	軽積載車
		2	松枝	ポンプ
	2	1	仁間	ポンプ
		2	福田	普通積載車
第12分団	1	1	角沢の一部	普通積載車
		2	角沢の一部	ポンプ
	2	1	清水、芦沢	軽積載車
第13分団	1	1	泉田1～3区	普通積載車
		2	泉田4～5区、桜通り東	ポンプ
		3	桜通り西、旭通り、泉田駅前	ポンプ
	2	1	柏木原	ポンプ
		2	往還	軽積載車
第14分団	1	1	萩野一～二	ポンプ
		2	萩野三～四	普通積載車
		3	吉沢	ポンプ
		4	黒沢	ポンプ
	2	1	仁田山一～二	ポンプ
		2	土内	軽積載車
		3	二枚橋	ポンプ
第15分団	1	1	赤坂	ポンプ
		2	塩野	軽積載車
		3	横根山	ポンプ
	2	1	昭和一～五	普通積載車
第16分団	1	1	本合海一～三	普通積載車
		2	畠	ポンプ
	2	1	本合海四～八	軽積載車
		2	宮野	ポンプ
第17分団	1	1	升形上一、升形下一	ポンプ
		2	升形上二、升形下二	普通積載車
	2	1	升形三～四	軽積載車
		2	升形五	ポンプ
		3	前波	ポンプ
	3	1	福宮	ポンプ
		2	福宮、長坂	ポンプ

※配備：普通積載車17台、軽積載車17台、小型動力ポンプ81台

## ○新庄市消防団運営交付金交付規程 (R6.4.1現在)

### (趣旨)

第1条 この規程は、新庄市消防団の運営及び団員の機能訓練を充実するため、交付金を交付することについて、新庄市補助金等交付規則（昭和55年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付)

第2条 交付金は、新庄市消防団本部及び消防班に交付する。

### (交付金の額)

第3条 交付金の額は、交付対象の種類に応じ別表に定める額とする。

### (交付の申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする者は、新庄市消防団運営交付金交付申請書兼請求書を市長に提出しなければならない。

### (交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めるものについては、規則第6条の規定に定める補助金等指令書により通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、規則第10条の規定による補助金等の確定の通知とみなす。

### (交付決定の取り消し)

第6条 市長は、交付金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により交付金の交付決定を受けたと認めるときは、交付金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

### (交付金の返還)

第7条 市長は、前条の規定により交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期間を定めて返還を命ずるものとする。

### (規則の適用除外)

第8条 規則第15条の規定により、交付金の交付に当たっては、次に掲げる規則の規定は適用しない。

(1) 規則第3条の規定による事業計画書及び収支計算書の提出

(2) 規則第9条の規定による実績報告書の提出

### (その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、交付の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 別表

種類	単位	交付額
消防団本部		年額 481,000円以内
消防班	団員1人につき	年額 300円以内
"	小型動力ポンプ(B2級・B3級)	年額 25,000円以内
"	小型動力ポンプ積載車1台	年額 55,000円以内

# ○新庄市消防ポンプ積載車貸与に関する規定

## (目的)

第1条 この規定は、消防ポンプ積載車（以下「積載車」という。）の貸与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (貸与許可の範囲)

第2条 積載車貸与の許可は、消防法に定める消防活動遂行上、貸与することが適當と認められる場合に限る。

## (貸与の条件)

第3条 積載車の貸与を受ける者（以下「使用者」という。）は次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 積載車の引き渡し及び返納に要する一切の費用を負担すること。
- (2) 積載車の管理及び貸与期間中の修理に要する一切の費用を負担すること。ただし、車検のための修理等に要する費用を除く。
- (3) 積載車は貸与目的外の用途に使用しないこと。
- (4) 積載車は転貸しないこと。

2 市長は積載車の貸与にあたっては、積載車の管理上必要な条件を付することができる。

## (貸与許可の取消し)

第4条 市長は、使用者が次の各号の一に該当すると認めたときは、使用者に対して貸与許可を取り消すことができる。

- (1) 申請書の虚偽記載があったとき。
- (2) 貸与条件に違反したとき。
- (3) その他貸与することが不適当であると認められる行為があったとき。

2 前項により生ずる損害に対し、市長はその責を負わない。

## (貸付期間)

第5条 積載車の貸与期間は市長が定める。ただし、市長が特に必要と認めたものについては、貸与期間を更新することができる。

## (使用料)

第6条 積載車の貸与については、無償とする。

## (き損)

第7条 使用者は積載車をき損したときは、直ちにその事実および事由について、詳細な報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項のき損が使用者の責に帰すべき事由によるときは、使用者は、市長の指示に従い弁償金を支払わなければならない。

## (委任)

第8条 この規定に定めるもののほか、その施行について必要な事項は、別に市長が定める。

## ○新庄市消防施設整備事業補助金交付規程 (R6.4.1現在)

### (目的)

第1条 新庄市消防施設の整備事業の振興を図るため、市長が必要と認めるときは、新庄市補助金等交付規則（昭和55年規則第9号。以下「規則」という。）定めるもののほか、この規程の定めるところにより予算の範囲内において、補助金を交付する。

### (交付)

第2条 補助金は、新庄市消防団本部及び消防班並びに地区が別表に定める消防施設を整備する事業を行う場合に交付する。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に定める消防施設の種類及び単位に応じ、当該消防施設の整備に要する経費に同表に定める補助率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は同表に定める補助上限額のいずれか低い額の合計額とする。

### (交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、新庄市消防施設整備事業補助金交付申請書兼請求書を市長に提出しなければならない。

### (交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めるものについては、規則第6条に定める補助金等交付指令書により通知するものとする。

### (交付決定の取消し)

第6条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたと認めるときは、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

### (補助金の返還)

第7条 市長は、前条により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて返還を命ずるものとする。

### (概算払)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、概算払により補助金を交付することができる。

### (その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 別表

消防施設の種類	規格	単位	補助率	補助上限額(円)	備考
警鐘台	鉄製三脚、四脚	1台	1/3	266,000	新設
消防機械器具置場	木造、防火造(19.8m <sup>2</sup> 以内)	1m <sup>2</sup>	1/3	25,000	新設
	木造、防火造	1棟	1/3	70,000	修繕
編上げ安全靴	防火耐熱用靴	1足	1/2	6,000	新規
媒介金具	65mm/50mm用	1基	1/3	2,500	新規

吸管	国検品 (75mm×6m)	1 本	2/3	60, 300	新規
防寒雨具	防寒用合羽上下 (難燃加工生地)	1 着	1/2	4, 300	新規
法被	消防団員、分団長等	1 着	1/3	3, 700	新規
防火衣	上着	1 着	2/3	23, 400	新規
防火衣	ズボン	1 着	2/3	16, 000	新規
防火グローブ	ケブラー製	1 双	1/3	3, 100	新規
消防サイレン	8A 防雪型	1 基	1/3	120, 000	新設
管槍	国検品 (アルミ) 65mm	1 本	2/3	12, 700	新規
とび口	6 尺	1 本	2/3	5, 600	新規
ヘルメット	しころ付	1 個	2/3	10, 000	新規
ヘルメット	白色 MP 型 FRP 素材 縁ゴム付	1 個	2/3	3, 800	新規
消防ゴム長靴	アルミックス一体式 底鋼板入	1 足	2/3	10, 600	新規
消防ゴム長靴	編上・ファスナー付 (踏抜防止板・先芯入)	1 足	2/3	10, 000	新規
消防ホース吊下柱	金属柱、コンクリート柱	1 基	1/3	229, 000	新設
消防水中継布水槽	容積 540 L 以上	1 台	2/3	45, 000	新規
消防ポンプ中継弁	減圧方式中継弁 (ダイレクトバルブ)	1 台	2/3	63, 400	新規
消防ホース	65 mm (操法用)	1 本	1/3	12, 600	新規
小型動力ポンプ	B3 級	1 基	1/2	50, 000	修繕

備考 市長が必要と認める場合は、上記以外の物品について、その金額の 1 / 3 の額を補助金として交付することができる。

附 則(令和6年3月告示第43号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(部又は班の変更に伴う特例)

2 当面の間、新庄市消防団規則の一部を改正する規則（令和6年規則第5号）の施行により部又は班の名称を異にすることとなった消防班が、当該部又は班の名称の変更に伴い、法被を新たに整備する場合における別表の規定の適用については、同表中

「

法被	消防団員、 分団長等	1 着	1/3	3,700	新規
----	---------------	-----	-----	-------	----

」とあるのは

「

法被	消防団員、 分団長等	1 着	10/10	12,210	新規
----	---------------	-----	-------	--------	----

」とする。

(防火衣及びヘルメットの整備に関する特例)

3 当面の間、新庄市消防団本部が防火衣及びヘルメットを整備する事業を行う場合において、整備する防火衣の着数及びヘルメットの個数が1年につき3~4着に達するまでにおける別表の規定の適用については、同表中

「

防火衣	上着	1 着	2/3	23,400	新規
防火衣	ズボン	1 着	2/3	16,000	新規

」とあるのは

「

防火衣	上下	1 着	10/10	64,900	新規
-----	----	-----	-------	--------	----

」と

「

ヘルメット	しころ付	1 個	2/3	10,000	新規
-------	------	-----	-----	--------	----

」とあるのは

「

ヘルメット	しころ付	1 個	10/10	16,500	新規
-------	------	-----	-------	--------	----

」とする。

## ○新庄市消防団内規 (R6. 4. 1 現在)

### (趣旨)

第 1 条 この内規は、新庄市消防団条例（昭和 39 年 4 月条例第 19 号）及び新庄市消防団規則（昭和 39 年 4 月規則第 8 号）に定めるもののほか、新庄市消防団（以下、「消防団」という。）の組織、消防団の服務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (幹部)

第 2 条 団長、副団長、分団長、部長及び班長の階級にある者を消防団幹部（以下「幹部」という。）とする。

### (幹部の推薦等)

第 3 条 団長の推薦及び団長以外の幹部の任命にあたっては、次に掲げる手続きにより行うものとする。

- (1) 団長の推薦は、副団長及び分団長の協議によること。
- (2) 副団長のうち、団長の職務代理として、筆頭副団長を団長が指名すること。
- (3) 副団長は、分団長の中から、分団長の協議によること。
- (4) 分団長は、各分団の協議によること。
- (5) 部長は各部、班長は各班の協議によること。
- (6) 女性隊並びに音楽隊の隊長及び副隊長は各隊の協議によること。

### (指揮及び水火災防ぎよ活動)

第 4 条 団員が水火災その他の災害現場に出動した場合は、団長の指揮のもとに行動するものとし、出動した団員が解散する場合は、人員及び携帯器具について、上司の点検を受けるものとする。

2 団長が不在又は事故あるときは、団長の定める順序に従い、幹部が指揮にあたるものとする。

3 水火災などの災害現場には、現場本部を設けるものとする。

### (班員の定数)

第 5 条 1 班あたりの班員定数は、11 人を基準とする。

### (年間行事)

第 6 条 消防団の主たる行事は、年度当初に月別行事予定表を作成して実施するものとする。ただし、臨時又は緊急を要するものについては、この限りではない。分団、部及び班で実施する行事については、団長の許可を得るものとする。

### (会議)

第 7 条 消防団の会議は、三役会議、分団長以上会議、部長会議及び班長以上会議とする。

2 会議は、必要に応じて団長が召集する。

3 会議の議長は副団長とする。

### (表彰)

第 8 条 団長は、団員が任務遂行にあたって功労抜群であると認めたときは、他の表彰にかかわらず表彰することができる。

### (休団)

第 9 条 団員が休団する場合は、団長に休団願いを提出し、その承認を受けるものとする。

(退職)

第 10 条 団員が退職する場合は、団長に退職願いを提出し、その承認を受けるものとする。

(事務局)

第 11 条 消防団の事務局を新庄市消防担当課内に置き、事務局・書記については、団長が任命する。

(連絡通達)

第 12 条 分団、部及び班に連絡する事項の周知及び通知文書の配布は、団長の命により、事務局が副団長、分団長、部長及び班長を通じて行うものとする。

## ○新庄市消防団出動要綱

第1条 この要綱は、新庄市消防団の災害出動基準を明確にし、その活動が合理的かつ適切に運用されることを目的とする。

第2条 消防団が出動しなければならない場合は、次のとおりとする。

- (1) 水火災等の警報が、発令されたとき。
- (2) 市内に水火災等の災害が発生したとき。
- (3) 特別出動命令として、団長の指令もしくは、消防長、署長より要請があつたとき。

第3条 水火災等の警報が発令されたときは、各分団は所要の団員を招集して適宜区内を巡回警戒する。

第4条 火災の出動基準及び出動区分は別表による。

## ○別表 火災出動基準

この基準は、小型動力ポンプの積載車の出動を基本とし、小型動力ポンプについては、自班及び隣接地域への出動を原則とする。

### 1. 通常火災

#### (1) 市街地の火災出動

第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団
普1軽1可2	普1軽1	普1軽1	普1	普1
第6分団	第7分団	第8分団	第9分団	第10分団
普1軽1	普1軽2可6	普1軽1可4	普1	普1軽2
第11分団	第12分団	第17分団		
普1軽1	普1軽1	普1軽1	合計 普13、軽12、可12	

#### (2) 集落地の火災出動区域

##### ◇北部の火災出動

第1分団	第2分団	第3分団	第5分団	第6分団
普1軽1	普1軽1	普1軽1可4	普1可2	普1軽1
第13分団	第14分団	第15分団		
普1軽1可3	普1軽1可5	普1軽1可2		
			合計 普8、軽7、可20	

##### ◇南部の火災出動

第4分団	第7分団	第8分団	第9分団	第10分団
普1	普1軽2	普1軽1可4	普1	普1軽2可4
第11分団	第12分団	第16分団	第17分団	
普1軽1可2	普1軽1可1	普1軽1可2	普1軽2可4	
			合計 普9、軽10、可17	

## 2. 第二出動（全隊出動）

消防団長の指令もしくは、消防長、署長からの要請により出動するものとし、次の状況下にある場合とする。

- (1) 特別異常気象時に火災が発生したとき
- (2) 火災が拡大する虞のあるとき
- (3) 無水利及び上水道の断・減水の地域に火災が発生し、拡大する虞があるとき

## ○新庄市消防団緊急車両運行規則

### 1. 緊急車両の定義

- 災害現場に出場する際、サイレン吹鳴・赤色灯の点灯を同時に行うことのできる車両が緊急車両となる。

※ 軽トラックに可搬ポンプを付けての移動走行は、普通車両となり緊急車両とは認められない。

### 2. 緊急車両走行時の留意事項

- 最高速度は、80km/h である。

- 交差点へ進入する際は、必ず徐行する。

・赤信号の場合は、一時停止し交差点内車両へ周知後徐行で走行する。

・交差点内での事故が多いので、安全確認を徹底し走行する。

(絶対条件)

・事故に遭遇した場合は、何らかの過失が課せられる。

(特別な優遇措置はない)

- 緊急車両走行時でも歩道の走行は禁止である。

(交通違反となる)

- 緊急車両走行時でも追い越し時における路側通行（左側通行）は禁止である。

(交通違反となる)

### 3. その他の義務

- 事故を起こした場合の処置・・・負傷者がいる場合は最優先に対処する。

・救急車の要請・第三者への応援要請。

・必ず警察に申告する。（事故証明を行う）

・事務局・幹部へ連絡する。（当事者の義務）

上記運行規則を厳守し、緊急車両運行時において安全かつ冷静な運転に努めること。

自分自身・家族のために、交通事故は起こさない、もらわない。

# ○新庄市消防団員互助会規約

## (名称及び組織)

第 1 条 この会は、新庄市消防団員互助会と称し、新庄市消防団をもって組織する。

## (目的)

第 2 条 この会は、会員の消防団活動に伴う事故等に対して見舞金、弔慰金等の互助金を支給し、会員の親睦と互助を図ることを目的とする。

## (事業)

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 会員の弔慰に対する互助金等の支給
- 2 会員の家族弔慰に対する互助金等の支給
- 3 その他会長が必要と認めた事業

## (互助金等の種類及び金額等)

第 4 条 互助金等の種類及び金額等は、次の区分による。

- |                           |                   |
|---------------------------|-------------------|
| 1 弔慰金等                    |                   |
| (1) 会員の死亡                 | 20,000円<br>(他に弔電) |
| (2) 会員と同居する配偶者、子、父母の死亡    | 5,000円            |
| 2 傷病見舞金                   |                   |
| (1) 会員の消防団活動による30日以上の傷病休養 | 10,000円           |

## (互助金の支給手続き)

第 5 条 互助金受給該当者は該当事実を記載した申請書（別記様式第1号）を所属分団班長・部長・分団長を経由して会長に提出するものとする。

- 2 互助金を需給したときは互助金領収書（別記様式1号）を会長に提出するものとする。

## (役員)

第 6 条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 15名
- (4) 監事 2名

## (役員の選任及び任期)

第 7 条 役員の選任は次のとおりとする。

- (1) 会長は新庄市消防団長をもって充てる。
  - (2) 副会長は新庄市消防団副団長をもって充てる。
  - (3) 理事及び監事は新庄市消防団分団長をもって充てる。
- 2 役員の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、欠員による役員の任期は前任者の残任期間とする。

(職務)

- 第 8 条 会長は、この会を代表し会務を総理する。  
2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。  
3 理事は、この会の運営にあたる。  
4 監事は、この会の会計を監査する。

(会議)

- 第 9 条 会議は役員会とする。  
2 役員会は、年1回とし必要に応じて臨時に開催することができる。  
3 役員会は、次の事項を審議する。  
(1) この会の運営に関する事項  
(2) 予算及び決算に関する事項  
(3) 規約の改正及び役員の選任に関する事項  
(4) その他会長が必要と認める事項  
4 会議は、会長が招集し会議の議長となる

(会議の議事)

- 第 10 条 会議は、役員の過半数以上が出席しなければ開催することができない。  
2 会議の議事は、出席役員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(事務局)

- 第 11 条 この会の事務局を新庄市環境課内におき、事務局・書記については会長が委嘱する。

(経費)

- 第 12 条 この会の経費は、会費及び寄付金をもってこれにあてる。  
2 この会の会費は、会員1人あたり年額200円とする。

(会計年度)

- 第 13 条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(その他)

- 第 14 条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項については、会長が定める。

附 則

この規約は、平成4年4月1日より施行する。  
この規約は、平成11年4月1日より施行する。  
この規約は、平成18年6月1日より施行する。  
この規約は、平成26年4月1日より施行する。

新庄市消防団互助会互助金申請書兼領収書

申請者	所属	第 分団 部 班	階級	団長・副団長・分団長・部長・班長・団員
	住所	新庄市		
	氏名	印		
	<b>下記のとおり互助金の支給を申請します。</b>			
互助会金額	¥ 円			
弔慰金等	(1) 会員の(ア. 公務による イ. 公務外による)死亡			
	<u>●会員の氏名</u> <u>●死亡年月日 令和 年 月 日</u>			
	詳 細 ..... .....			
	(2) 会員と同居する配偶者、子、父母の死亡			
傷病見舞金	<u>死亡年月日 令和 年 月 日</u> 【継柄】会員の( )			
	(1) 会員の消防団活動による30日以上の傷病休養			
	1. 療養期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日 2. 療養日数 _____ 日			
	詳 細 ..... .....			
上記記載は事実と相違ないことを証明します。 令和 年 月 日				
新庄市消防団第 分団長 氏 名 _____印				
部 長 氏 名 _____印				
班 長 氏 名 _____印				

## ○新庄市消防団親睦会会則

第1条 本会は、新庄市消防団親睦会と称する。

第2条 本会は、新庄市消防団の運営及び親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会の会員は、新庄市消防団員をもって構成する。

第4条 本会に、次の役員を置く。

1. 会長 1名 会長は新庄市消防団長がこれにあたる。
2. 副会長 2名 副会長は新庄市消防団副団長がこれにあたる。
3. 理事 15名 理事は新庄市消防団分団長がこれにあたる。
4. 監事 2名 監事は新庄市消防団分団長がこれにあたる。

第5条 本会の年会費は理事会の定めるところによるものとする。

第6条 本会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 消防関係年間業務及び行事に決定した事業。
2. 会員の過半数の賛成によって決定した事業。
3. その他会長が必要と認めた事業。

第7条 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第8条 この会則は、会員の過半数の賛成をもって、改正することができる。

第9条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項については、  
会長が定める。

附 則 この会則は、平成25年11月24日より施行する。

## ○非常勤消防団員の公務災害補償

○山形県消防補償等組合補償条例による損害補償の種類は、次のとおりとする。

- 1 療養補償 … 団員が公務により負傷し、又は疾病にかかった場合にそれが治るまで必要な療養の費用を支給する。
- 2 休業補償 … 団員が公務により負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない者で給与その他の業務上の収入を得ることができない期間 1 日につき、補償基礎額の 100 分の 60 に相当する金額を支給する。
- 3 疾病補償年金 … 団員が公務により負傷し、又は疾病にかかりその療養の開始後 1 年 6 ヶ月を経過した日以降において治らないときは、その廃疾等級に応じて支給する。
- 4 障害補償 … 団員が公務により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき、別に定める程度の身体障害を残した場合において、障害等級第 7 級以上の者には年金を、第 8 級から第 14 級の者には一時金を支給する。
- 5 遺族補償 … 団員が公務により死亡した場合、死亡した団員の遺族であって、死亡当時団員によって生計を維持されていた者に年金を受けることができる遺族がない場合には、その他の遺族に一時金を支給する。
- 6 葬祭補償 … 団員が公務により死亡した場合、死亡した団員の葬祭を行う者に対し支給する。

## ○予備消防団員に対する見舞金

(平成 26 年度山形県市町村予備消防団見舞金協議会事業計画)

- 1 予備消防団見舞金 … 消防団員等公務災害補償等共済基金より災害補償の認定を受けた場合、見舞金を給付する。

## ○消防団員福祉共済制度

1 運営 日本消防協会

2 加入資格 消防団員、消防職員

3 契約期間 4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、以後毎年更新

4 掛金 加入者1人につき、年額3,000円

### 5 共済金の給付内容

	給付事由	金額(円)
弔慰金 又は 重度障害見舞金	公務による死亡又は重度障害の状態の場合	23,000,000
	公務以外による死亡又は、重度障害の状態の場合	1,000,000
障害見舞金	事故又は疾病を直接の原因として 別に定める障害の状態に該当した場合	2級 500,000
		3級 300,000
		4級 180,000
		5級 90,000
		6級 60,000
		入院1日につき 1,500
入院見舞金	事故又は疾病により15日以上入院した場合 入院日数は120日を以って限度	

【備考】 消防団員としての掛金については、市が負担。

## ○消防団火災共済

- 1 運営 生活協同組合 全日本消防人共済会
- 2 加入資格 消防団員、消防職員
- 3 契約期間 1年間（契約日の翌月1日から）
- 4 火災共済の掛金と共済金（B型火災共済）

契約口数	共済金	建物と動産の配分	
		建物 4	動産 1
5口・500円	75万円	60万円	15万円
10口・1,000円	150万円	120万円	30万円
15口・1,500円	225万円	180万円	45万円
20口・2,000円	300万円	240万円	60万円
25口・2,500円	375万円	300万円	75万円

※ 上表の共済金は最高額で、罹災したときはその損害の程度の割合で算出します。

【備考】 消防団員としての掛け金（B型火災共済）5口・500円と出資金200円（新規契約者のみ）については、市が負担。

## 消防団員退職報償金

(円)

年数 階級	勤続年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
部長 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

【備考】 退職報償金に係る掛け金1人年額19,200円については、市が負担

# 新庄市消防団の沿革

昭和23年 4月 新庄市消防団発足

新庄市消防の起源は古く、戸沢藩時代に江戸火消し「いろは組」と同じく組織されており、昔を偲ぶ「まとい」も現存している。(ふるさと歴史センターで保管)

- 明治27年 2月 新庄町消防組(消防組規則)  
昭和14年 4月 新庄町警防団(消防組規則廃止→警防団令公布)  
昭和22年 5月 新庄市消防団(消防団令公布)  
昭和23年12月 稲舟村消防団合併(稲舟村編入)  
昭和23年 新庄市消防団本部等設置条例の施行  
昭和24年 4月 新庄市消防団(市制施行)  
昭和27年 7月 新庄市消防協会制度発足  
昭和30年 4月 萩野村消防団合併(萩野村編入・4分団56部制)  
昭和31年 9月 八向村消防団合併(八向村編入・5分団64部制)  
昭和34年 9月 山形県消防ポンプ操法大会(新庄市)  
昭和35年 6月 新庄市・最上郡内町村消防相互応援協定の締結  
昭和37年 4月 新庄市消防委員制度発足(消防協会制度廃止)  
昭和39年 4月 新庄市消防団条例の施行  
昭和39年 4月 消防団再編成 17分団33部87班体制  
昭和41年 4月 17分団34部88班体制  
昭和42年 4月 17分団34部91班体制  
昭和45年 4月 17分団34部93班体制  
昭和46年 4月 最上広域市町村圏事務組合消防本部発足  
昭和46年 4月 17分団34部94班体制  
昭和46年度 山形県表彰旗授受  
昭和50年 4月 17分団34部95班体制  
昭和51年 4月 消防団組織整備17分団34部95班体制(1班12名制)  
(消防力の基準改正に伴う)  
昭和53年 3月 山形県広域消防相互応援協定の締結  
昭和53年 9月 山形県総合防災訓練(新庄市)  
昭和55年度 日本消防協会表彰旗授受  
昭和56年度 小型動力ポンプ積載車整備事業開始(5ヶ年計画→17台)  
昭和60年度 小型動力ポンプ積載車整備事業完了  
昭和61年 9月 山形県総合防災訓練(新庄市)  
昭和62年度 消防庁表彰旗授受  
平成4年度 小型動力ポンプ積載車更新整備事業開始(5ヶ年計画→17台)  
平成 6年 9月 山形県総合防災訓練(新庄市)  
団員報酬改正(平成6年4月1日から適用)

平成7年度 新庄市消防団活性化総合計画策定  
平成8年度 小型動力ポンプ積載車更新整備事業完了  
平成 8年 7月 山形県婦人防火大会(新庄市民文化会館)  
平成 9年 4月 団員報酬改正  
平成14年 9月 山形県総合防災訓練(新庄市)  
平成17年度 日本消防協会表彰旗拝受  
平成22年 2月 日本消防協会より指令車の受領  
平成22年 9月 山形県総合防災訓練(新庄市)  
平成24年10月 第23回全国操法大会出場  
平成27年度 日本消防協会表彰旗拝受  
平成27年 7月 総務大臣より「感謝状」拝受  
平成27年12月 日本消防協会より女性消防隊発隊に伴う防災活動車(広報車)の受領  
平成30年 9月 山形県総合防災訓練(新庄市)  
令和 2年 2月 総務省より救助用資機材搭載型小型動力ポンプ積載車の借受  
第12分団第1部第1班へ配備  
令和 3年 3月 國土交通省より「表彰状」拝受(令和2年7月豪雨対応)  
令和 3年 9月 内閣総理大臣より「表彰状」拝受(令和2年7月豪雨対応)  
令和 5年 3月 日本消防協会より「竿頭綬」拝受  
令和 5年 6月 団員報酬改定(令和5年4月1日から適用)  
令和 5年12月 新庄市消防団組織強化計画策定  
令和 6年 4月 団員定数(1,194人→1,039人)並びに班体制見直し(95班→81班)、休団制度の創設

# 新庄市消防団歴代団長

(昭和24年4月1日 新庄市消防団発足)

初代	福井 吉之助	(清水川町)
		(自:昭和24年4月1日～至:昭和27年3月31日)
第二代	高橋 喜一郎	(馬喰町)
		(自:昭和27年4月1日～至:昭和40年12月31日)
第三代	伊藤 一郎	(仁間)
		(自:昭和41年1月1日～至:昭和41年11月30日)
第四代	神部 雅義	(茶屋町)
		(自:昭和41年12月1日～至:昭和51年3月31日)
第五代	奥山 清一	(泉田)
		(自:昭和51年4月1日～至:昭和55年3月31日)
第六代	高山 八郎兵衛	(福田)
		(自:昭和55年4月1日～至:昭和58年10月15日)
第七代	佐藤 徳夫	(飛田)
		(自:昭和58年10月16日～至:昭和63年3月31日)
第八代	富田 久三郎	(鍛冶町)
		(自:昭和63年4月1日～至:平成3年3月31日)
第九代	阿部 五兵衛	(泉田)
		(自:平成3年4月1日～至:平成9年3月31日)
第十代	斎藤 健一	(月岡)
		(自:平成9年4月1日～至:平成18年3月31日)
第十一代	浅沼 喜治郎	(福田)
		(自:平成18年4月1日～至:平成25年3月31日)
第十二代	浅井 一男	(休場)
		(自:平成25年4月1日～至:令和5年3月31日)
第十三代	信夫 秀樹	(新田)
		(自:令和5年4月1日～至:現在)